



SMTB年金ニュース

(平成25年3月5日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

財政運営基準等の見直しに伴う規約変更手続き等について (その3)

[平成24年7月6日付 SMTB年金ニュース](#)及び[平成24年9月10日付 SMTB年金ニュース](#)においてご連絡いたしました資産評価調整加算(控除)額の取扱い変更に伴う厚生年金基金の「事業所・加入員減少時の掛金一括徴収規定(継続基準ベース)」への影響等につきまして、厚生労働省に以下の内容を確認しました。厚生年金基金につきましては、[平成24年9月10日付 SMTB年金ニュース](#)(以下、「前回ニュース」といいます。)から内容が変更となりましたので、本ニュースにおいて、改めて取扱いの全体像をご案内いたします。(今後、前回ニュースはご参照にならないようお願いいたします。)

<概要>

財務諸表の簡素化・透明化により「資産評価調整加算(控除)額」が廃止されたことに伴い、規約の「事業所・加入員減少時の掛金一括徴収規定(継続基準ベース)」に影響が生じます。

一括徴収掛金額の具体的な算定方法等について確認を行ってきたところ、今般、「**資産評価調整加算(控除)額の廃止前後で、一括徴収掛金額に変更はない。**具体的には、**財政運営基準見直し前と同様に、数理的評価ベースの不足金額及び資産評価調整加算額に基づき、一括徴収掛金額を算定可能とする。**」との厚生労働省見解が示されました。

この結果、[前回ニュース](#)においてご連絡した内容が**変更***となります。詳細は別紙をご参照ください。

※. [前回ニュース](#)では、ケースによっては一括徴収掛金額が財政運営基準等の見直しに伴い変更となる旨ご案内しておりましたが、**今般、当該取扱いは撤回されております。**

以上

○本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

担当部署 : 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部

電話番号 : 03-6256-3825

○本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。

【厚生年金基金】

1. 対象基金

下表において規約変更「必要」となる基金様について、規約変更が必要となります。

資産の評価方法	一括徴収規定における 「資産評価調整額」の有無	規約変更
数理的評価	有	必要（ケース1）
	無	必要（ケース2）
時価	有	必要（ケース3）
	無	不要

※1. 現行の一括徴収規定に「繰越不足金」が含まれている前提としております。

2. 一括徴収規定を「非継続基準ベース」としている場合には、影響ありません。

<ケース1：数理的評価を使用、資産評価調整額を徴収対象とする>

(1) 対象基金

資産の評価方法：数理的評価

一括徴収規定：現行の一括徴収規定上、「繰越不足金」及び「資産評価調整額（時価と数理的評価の差額）」を徴収対象としている

(2) 規約変更内容

財政運営基準等の見直しにより、財務諸表上「繰越不足金」が時価ベースとなります。一方で、現行の一括徴収規定上の「繰越不足金」は、数理的評価ベースの不足金額を対象としているため、当該表記を変更するための規約変更が必要となります。

また、資産評価調整額についても、表記変更が必要となります。

<ケース2：数理的評価を使用、資産評価調整額を徴収対象としない>

(1) 対象基金

資産の評価方法：数理的評価

一括徴収規定：現行の一括徴収規定上、「資産評価調整額（時価と数理的評価の差額）」を徴収対象とせず、「繰越不足金」を徴収対象としている

(2) 規約変更内容

財政運営基準等の見直しにより、財務諸表上「繰越不足金」が時価ベースとなります。一方で、現行の一括徴収規定上の「繰越不足金」は、数理的評価ベースの不足金額を対象としているため、当該表記を変更するための規約変更が必要となります。

<ケース3：時価を使用、資産評価調整額を徴収対象とする>

(1) 対象基金

資産の評価方法：時価

一括徴収規定：現行の一括徴収規定上、「繰越不足金」及び「資産評価調整額（時価と数理的評価の差額）」を徴収対象としている

(2) 規約変更内容

「資産評価調整額（時価と数理的評価の差額）」を削除する規約変更、若しくは資産評価調整額について表記上変更するための規約変更が必要となります。

2. 規約変更の取扱い

[平成24年7月6日付 SMTB年金ニュース](#)及び[平成24年9月10日付 SMTB年金ニュース](#)においてもご案内のとおり、当該「事業所又は加入員減少による掛金一括徴収規定」に係る規約変更手続きは以下のとおりです。**（ご案内済の内容から変更はありません。）**

○ 規約変更時期

平成24年度決算代議員会以降、事業所又は加入員減少による掛金一括徴収が発生するまでに規約変更を行う必要があります。

○ 基金・社内手続

代議員会の議決が必要です（急施を要する場合は理事長専決も可）。

○ 行政手続

認可申請となります（数理関係書類の添付は不要です）。

※. 規約変更が必要となる弊社総幹事のお客様には、個別に規約変更案をご案内する予定です。

以上